

令和8年度 大腸がん検診業務仕様書

1. 業務名

令和8年度 大腸がん検診業務（単価契約）

2. 業務の項目

大腸がん検診

3. 委託期間

契約締結日の翌日から令和9年3月25日まで

4. 実施日程及び会場等

(1)実施日程及び会場については、原則として次のとおりとする。ただし、対象者の増その他の事由により変更する場合がある。

① 実施日程

- ・5月下旬～7月上旬の間で約1ヶ月間（健診実施日数は28日、内5日は土曜日又は日曜日とする。詳細日程については別途協議）
- ・未検者対策として、10月中旬～11月中旬の1ヶ月間（健診実施日数は2日、うち1日は土曜日又は日曜日とする。詳細日程については別途協議）
- ・精密検査受診勧奨説明会（詳細日程については別途協議）

② 受付時間

- ・午前の部 午前8:00～午前10:30
- ・午後の部 午後1:30～午後3:00
- ・夜間の部 午後5:00～午後7:00（各会場1日程度）
（各部の健診終了時間は、混雑具合による）

③ 実施会場 市内公共施設（各地区公民館）

(2)災害その他の事由により日程等の変更が必要となった場合は、別途協議の上決定する。

(3)各種健（検）診と肺がん・結核健診を同会場で実施するため、それぞれの契約健（検）診団体と調整を行い実施すること。

5. 実施内容

(1) 検診業務の実施

(2) 検診結果作成

(3) 検診実施における受付から終了までの全業務※

※受付業務においては、オンラインにて健康保険の資格確認ができる体制を準備すること

(4) 検診日毎の業務日報作成及び提出

(5) 検査機器類・会場の表示物の配置及び撤収、使用箇所現状復旧・清掃等、会場設営及び撤去に関する一切の業務。

(6) その他、検診の円滑な実施に必要な事項（検診内容・注意事項の説明、受診者の誘導、場内整理業務含む）

6. 成果品等

(1) 成果項目

- ① 検診結果表
集計表及び一覧表（行政区別・性別・年齢別・受診者個人別、等）
- ② 日報その他関係書類
※検診結果が確定後、速やかに記録媒体で市に報告する。

(2) 納品等

- ① 受診者への結果通知
結果書に必要な書類を同封し、受診者へ直接郵送する。
- ② 市への結果納品
ア 結果書の控え及びその他必要書類について市に納品する。
イ 検診結果が確定後、遅滞無く市が指定するデータ形式による記録媒体で市に納品する。
ウ 会場毎の検診終了後3週間以内に当該会場分を納品し、全検診期間終了後に全体結果を成果品として市の指定した様式により納品する。

7. 記録の整備

- (1) 受託者における記録等の保存期間：5年間
- (2) 内容：受診者の氏名、年齢、住所、過去の受診状況、検査結果及び判定結果

8. 受託者における個人情報の保護

別記 個人情報取扱特記事項により、市と同様の義務を負う。

9. 部分払

委託業務の完了前に、履行済み委託業務に相応する業務委託料相当額以内について部分払いを請求することができる。

部分払を請求できる回数は、2回以内とする。

10. その他

この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、市と受託者で協議し、決定する。

11. 委託業務

大腸がん検診業務

対象者：30歳以上の希望者

検診内容：免疫便潜血検査2日法による検査。別紙1 大腸がん検診積算見積書のとおりとする。

※詳細については、別紙2 大腸がん検診特記仕様書、及び別紙3 大腸がん精密検査実施要領を参照。

12. 積算見積書

- ① 見積方法 予定数に各委託項目単価を乗じた額の合計を入札額とする。
※予定数は概算数であり、この数を保障するものではない。なお、実際の受診人数に差異があっても単価の変更は行わない。

- ②自己負担金 受診者の自己負担がある場合、料金の徴収は受託者が行い、受診者に領収書を発行すること。
各検診の請求は、各検診の合計額から自己負担分徴収金を差し引いた額で請求すること。

大腸がん検診 積算見積書

検査内容	単価 (税抜)	予定数	計(税抜)
(1) 大腸がん検診業務	円	7,588人	円
(2) 大腸がん検体容器代	円	7,588人	円
(3) 結果書発送業務	円	7,588人	円
(4) 自己負担額	-500円	2,000人	-1,000,000円
(5) 精検者受診勧奨業務	円	400人	円
(6) データ作成費 (XML形式)			円
(7) 精密検査受診勧奨説明会	円	4回	円
合 計 (1)+(2)+(3)+(4)+(5)+(6)+(7)			円

※ 「(1) 大腸がん検診業務」については、受診勧奨時に必要な連絡先の入手の手段(受診票の作成等)を含めた金額とする。

※ その他の仕様については、別紙2「大腸がん検診業務委託特記仕様書」、別紙3「大腸がん精密検査実施要領」を参照。

大腸がん検診特記仕様書

1. 目的
健康増進法に基づき、大腸がんの早期発見を図り、必要な者に対し適切な精密検査の受診あるいは治療を奨励し、大腸がんによる死亡率を減少させることを目的とする。
2. 実施主体（甲）
富 谷 市
3. 検診実施機関（乙）
受託機関
4. 実施方法
大腸がん検診 便潜血反応検査（二日法）
※ 陽性反応のあった者については、精密検査を実施する。
5. 検診対象者
富谷市に住所を有する30歳以上の者（申込制）
6. 検体容器の交付
甲の指示により、乙は検診対象者に対し検体容器を交付する。
また、検診実施会場に検体容器を準備し、受診希望者に交付する。
7. 受診の方法
検体容器の交付を受けた者は、検診実施会場において検体を提出し大腸がん検診を受けるものとする。
8. 受診者自己負担額
500円
自己負担額は、検診会場で受診者から乙が徴収するものとする。
ただし、市国保加入者、生活保護世帯、70歳以上、65歳以上の後期高齢者医療制度加入者は無料とする。
9. 受診の回数
受診者1人につき年1回とする。
10. 実施内容
 - 1) 大腸がん検診実施から終了までの全業務の委託
検診における機器等の配置及び撤去は、乙が行う。
会場設営及び撤去に関する一切についても乙が行う。
 - 2) 対象者への検体容器の準備
 - 3) 検診受診者への結果通知
 - 4) 精密検査結果（他医療機関実施分含む）の取りまとめ
 - 5) 検診の記録は、氏名、性別、年齢、住所、過去の検診の受診状況、検診結果、精密検査の必要性の有無等を記録する。また、受診指導の記録と併せて整理するほか、必要に応じ個人票を作成し、確定診断の結果及び治療の状況等を記録する。
 - 6) 事前に検査項目、検査方法、検査手順、検査結果の評価体制を記載した仕様

書を作成し甲に提出する。また、提出する仕様書には、精度管理についての項目を含む。

- 7) 大腸がん検診が円滑に実施されるよう、チェックリスト（検診実施機関用）を参考にして努めること。
- 8) その他、がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針に基づいて実施する。

1 1. 結果報告

- 1) 大腸がん検診受診者個人毎の結果通知は、3週間以内に乙から全受診者に個別通知する。ただし、「要精密検査」判定者には必ず精密検査を受ける必要があることを明確に知らせること。また、結果通知書の送付前に、甲に対して、送付者の一覧表を提出する。
- 2) 大腸がん検診受診者個人毎の結果一覧表、精密検査結果一覧表の提出（行政区・年齢別・その他区分集計帳票及びデータ）
- 3) 受診結果（カナ氏名、生年月日、性別を含む）を記録したデータの提出
- 4) その他適宜必要な書類は、甲と乙が協議の上、必要な時期に準備する。

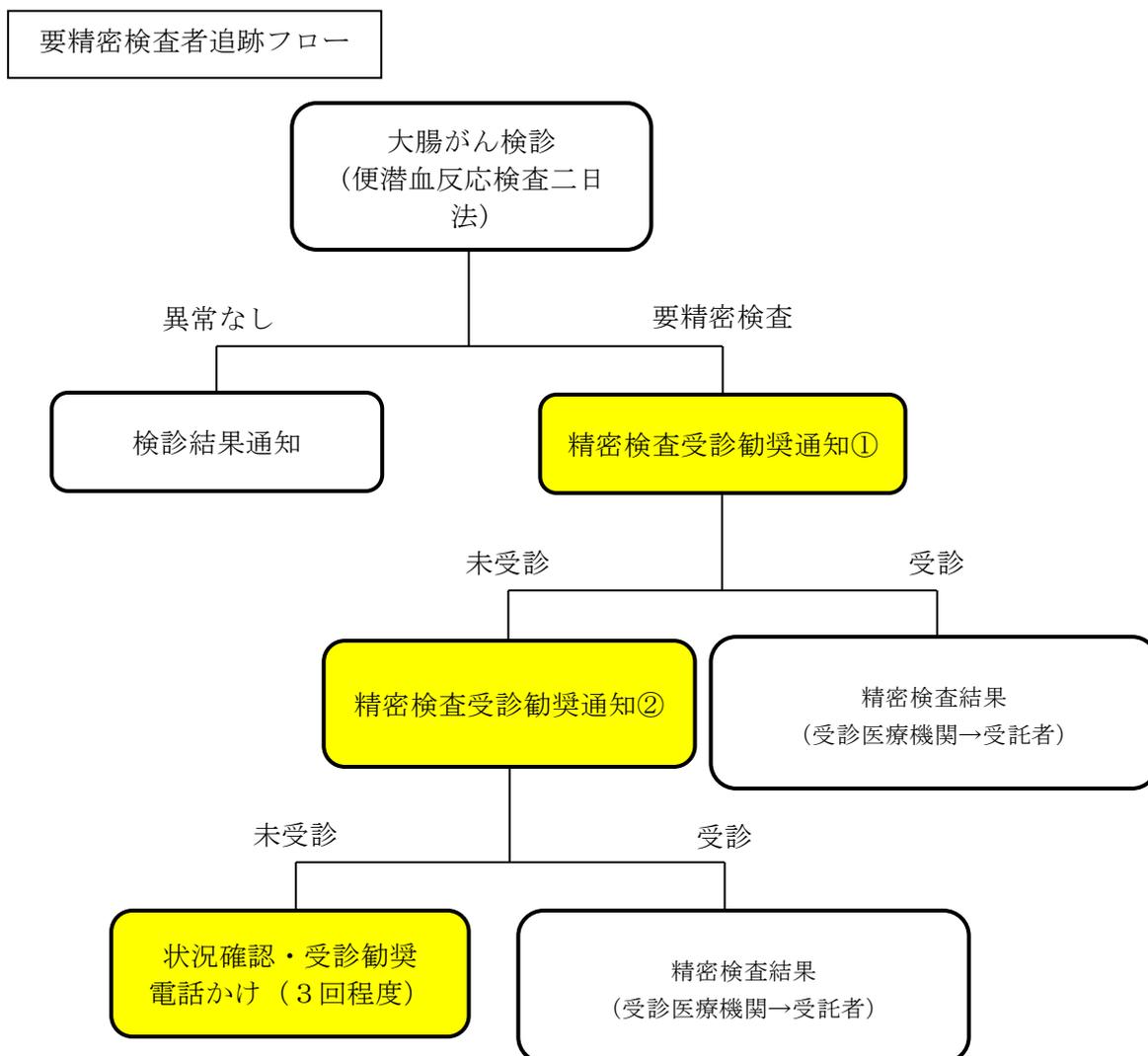
1 2. 精密検査

- 1) 乙は検診の結果、精密検査が必要な受診者に対して、大腸がん精密検査実施要領に基づき精密検査を実施する。その際、検査の説明と精密検査に必要な手続きを行う。
- 2) 精密検査の費用は健康保険適用のもと受診者自身の負担とするが、乙までの交通手段について、甲乙で協議し利便性に配慮する。
- 3) 乙で検査を希望しない受診者に対して紹介状を交付する。紹介状は検診結果を記載し、紹介した病院から受診結果が乙に報告されるよう作成する。
※ 検査内容：全大腸内視鏡検査等
- 4) 精密検査の実施に際しては、受診者の利便性を鑑み、地域にて「精密検査受診勧奨説明会」を実施することで検査当日以外の受診の必要性をなくすものとする。

1 3. 要精密検査者への受診勧奨、及び追跡調査

（下記「要精密検査者追跡フロー」参照）

- 1) 結果が「要精密検査」となった受診者へは、結果通知とともに精密検査実施医療機関一覧を同封し、精密検査受診を勧奨する。
- 2) 精密検査結果を集約し定期的に報告する。
- 3) 医療機関より精密検査結果が届かない場合は、医療機関に問い合わせ、その結果を報告する。
- 4) 精密検査結果を各医療機関より集約し、検査結果及び未受診者について把握する。
- 5) 精密検査未受診者に対して通知を送付し、返答がない場合には電話による状況確認・受診勧奨を行い、その結果を定期的に報告する。
- 6) 追跡調査結果を「精密検査者結果一覧表」としてまとめ、甲へ文書にて報告する。



1 4. 経過観察者への精密検査受診勧奨、及び追跡調査（上記「要精密検査者追跡フロー」参照）

- 1) 一次検診の受診票発送前に、甲に経過観察者一覧を提出すること。経過観察者が一次検診の受診を希望していた場合には、その一覧を元に、甲または乙において、検体容器を送付しないようにする。
- 2) 経過観察者に、一次検診実施の2週間前までに、誤って一次検診を受診しないよう次の精密検査実施予定時期を併せて提示し、通知を発送する。
- 3) 精密検査実施時期の3週間前までに、精密検査実施の通知を発送し、精密検査の受診を勧奨する。なお、精密検査については「1 2. 精密検査」と同様とする。また、追跡調査についても「1 3. 要精密検査者への受診勧奨、及び追跡調査」と同様とし、未受診者の把握に努める。
- 4) 経過観察者が誤って一次検診を受診してしまい、その結果が「異常なし」であったとしても、以後も経過観察者として扱い、通知の発送、受診勧奨を行い、記録も残すこと。

1 5. 検査の精度管理

1) 便潜血検査

- ①検査は、免疫便潜血検査2日法を行う。
- ②便潜血検査キットのキット名、測定方法（用手法もしくは自動分析装置法）、カットオフ値（定性法の場合は検出感度）を明らかにする。
- ③大腸がん検診マニュアル-2021年度改訂版-（2021年日本消化器がん検診学会刊行）に記載された方法に準拠して行う※。

※測定原理により様々な検査キットがあり、判定は機械による自動判定の他に目視判定がある。検査キットの使用期限を守ると共に、日々、機器及び測定系の精度管理に努めなければならない。

④検体回収後原則として24時間以内に測定する（検査提出数が想定以上に多かった場合を除く）。

2) 検体の取り扱い

①採便方法についてチラシやリーフレット（採便キットの説明書など）を用いて受診者に説明する。

②採便後即日（2日目）回収を原則とする。

③採便後は検体を冷蔵庫あるいは冷所に保存するよう受診者に指導する。

④受診者から検体を回収してから自施設で検査を行うまでの間あるいは検査施設へ引き渡すまでの間、冷蔵保存する。

⑤検査施設では検体を受領後冷蔵保存する。

3) 記録の保存

①検査結果は少なくとも5年間は保存する。

4) 受診者への説明

- ・下記の6項目を記載した資料を、検診機関に来場した受診者全員（大腸がん検診では申込者全員）に個別に配布する（ポスターや問診票など持ち帰れない資料や、口頭説明のみは不可とする）。

- ・資料は検査を受ける前に（検査キットの配布時）配布する。

①便潜血検査陽性で要精密検査となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があること（便潜血検査の再検は不適切であること）を明確に説明する。

②精密検査の方法について説明する（検査の概要や、精密検査の第一選択は全大腸内視鏡検査であること、また全大腸内視鏡検査が困難な場合はS状結腸内視鏡検査と注腸エックス線検査の併用となること）。

③精密検査結果は甲へ報告すること、また他の医療機関に精密検査を依頼した場合は、検診機関がその結果を共有することを説明する※。

※精密検査結果は、個人の同意がなくても、甲や検診機関に対して提供できる（個人情報保護法の例外事項として認められている）。

④検診の有効性（便潜血検査による大腸がん検診には死亡率減少効果があること）に加えて、がん検診で必ずがんを見つけられるわけではないこと（偽陰性）、がんがなくてもがん検診の結果が「要精密検査」となる場合もあること（偽陽性）など、がん検診の不利益について説明する。

⑤検診間隔は1年に1回であり、受診の継続が重要であること、また、症状がある場合は医療機関の受診が重要であることを説明する。

⑥大腸がんがわが国のがん死亡の上位に位置することを説明する。

16. システムとしての精度管理

①受診者への結果の通知・説明、またはそのための甲への結果報告は、検体回収後2週間以内に行う。

②がん検診の結果及びそれに関わる情報※について、甲や医師会等から求められた項目を全て報告する。

※「がん検診の結果及びそれに関わる情報」とは、地域保健・健康増進事業報告に必要な情報を指す

③精密検査方法及び、精密検査（治療）結果※（内視鏡診断や生検結果、内視鏡治療または外科手術所見と病理組織検査結果など）について、甲や医師会から求められた項目の積極的な把握に努める。

※精密検査（治療）結果は地域保健・健康増進事業報告に必要な情報を指す。

17. 事業評価に関する検討

- ①自施設の検診結果について、要精検率、精検受診率、がん発見率、陽性反応適中度等のプロセス指標値を把握する※。
※検診機関が単独で算出できない指標値については、甲等と連携して把握すること。また甲等が集計した指標値を後から把握することも可である
- ②プロセス指標値やチェックリストの遵守状況に基づいて、自施設の精度管理状況を評価し、改善に向けた検討を行う。
- ③都道府県の生活習慣病検診等管理指導協議会、甲、医師会等から指導・助言等があった場合は、それを参考にして改善に努める。

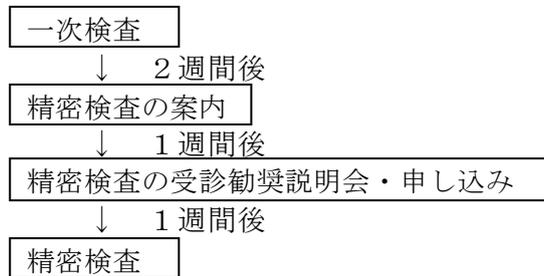
18. その他

国の施策等により検診の内容等に変更が生じた場合、乙は甲の指示に従いこれを適切に実施するものとする。

大腸がん精密検査実施要領

大腸がん精密検査について、以下のとおり実施要領を定める。

1. 目的 一次検査により精密検査が必要である者に対し、必要な検査を速やかに実施し、大腸がんの早期治療に結び付ける。
2. 検査方法 全大腸内視鏡検査
3. 実施日 一次検査実施後4週間以内に実施する。



4. 実施会場 2の検査が実施できる医療機関
5. 交通手段 受託機関で精密検査を受診する対象者へは、受託機関で送迎車を準備し、行き、帰りの送迎を行う。
6. その他
 - ①精密検査日は、対象者へ一次検査実施から4週間以内（月～金曜日）を提示する。
 - ②精密検査の申し込みは、市内公民館にて受診勧奨説明会を実施し、説明会の際に行うことができるよう準備する。受診勧奨説明会では、精密検査受診の必要性を説明するとともに、必要な書類及び下剤、検査食等を配布する。なお、直接受託機関で受付できる体制の準備も行うこととする。
 - ③対象者が他の医療機関での精密検査を希望した場合は、紹介状等で一次検査の結果を提供するとともに、精密検査結果の把握を行う。
 - ④受託機関は、未受診者対策を行い受診率の向上に努める。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務（以下単に「業務」という。）の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に知らせてはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

(個人情報管理責任者等)

第3 受注者は、業務における個人情報の取扱いに係る管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、前項の個人情報管理責任者及び業務従事者を変更する場合は、事前に書面により報告しなければならない。

3 個人情報管理責任者は、個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。

4 業務従事者は、個人情報管理責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(作業場所の特定)

第4 受注者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、あらかじめ発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業場所を変更する場合は、事前に発注者に報告しなければならない。

(個人情報の持ち出しの禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は事前の承諾がある場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

(収集の制限)

第6 受注者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(個人情報の目的外利用及び提供の禁止)

第7 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は発注者の書面による承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、毀損及び滅失の防止等)

第8 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

別記

(教育の実施)

第9 受注者は、業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、及び特記事項における業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(資料の返還等)

第10 受注者は、業務を処理するために、発注者から引き渡された、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料は、業務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第11 受注者は、業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の書面による承諾なしに複写又は複製してはならない。

(個人情報の運搬)

第12 受注者は、業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、受注者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(再委託の承諾)

第13 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、発注者が書面により承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。なお、再委託した業務をさらに委託する場合以降も同様とする。

2 受注者は、前項の規定による承諾を受ける場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を発注者に協議し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、受注者は再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及び結果について責任を負うものとする。

4 受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手段及び方法について具体的に規定しなければならない。

5 受注者は、再委託先に対して業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

(実地調査)

第14 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の利用、管理状況等について、随時実地に調査することができる。

別記

(指示及び報告等)

第 15 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受注者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故発生時の対応)

第 16 受注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者の指示に従うものとする。

2 発注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。